

とよおか子育て家庭応援カード事業に 新たに登録いただいた協賛店を紹介します

市では、18歳未満の子どもや妊娠中の方が居る家庭を、商業者などと連携して応援する「子育て家庭応援カード事業」を昨年12月から始めました。

今回は、「とよおか子育て家庭応援の店」として新たに登録いただいた協賛店を紹介します。

なお、既登録店は、12月25日発行の市広報第65号および1月25日発行の市広報第67号、2月25日発行の市広報第69号をご覧ください。 《問合せ》商工課



(3月10日現在)

業種	協賛店名	住所	電話番号
酒	藤田酒店	竹野町竹野338	47 - 1131
お土産	中島物産	城崎町湯島507	32 - 2246
	伊賀屋	城崎町湯島529	32 - 2657
	城崎堂	城崎町湯島445	32 - 2002
	えびす民芸店	城崎町湯島440	32 - 3046
	谷垣物産	城崎町湯島431	32 - 2752
	まるさん物産店	城崎町湯島406	32 - 2352
	ふるや商店	城崎町湯島429	32 - 2649
	花兆庵	城崎町湯島441	32 - 3811
	みなとや商店	城崎町湯島416	32 - 2014
	いたや	城崎町湯島413	32 - 2095
	むぎせん民芸店	城崎町湯島378	32 - 2526
	樽屋六波羅	城崎町湯島270	32 - 2783
	花屋	城崎町湯島265	32 - 2016
	田中物産	城崎町湯島666	32 - 2557
	錦屋物産	城崎町湯島264	32 - 2437
	丸井物産店	城崎町湯島674	32 - 2543
	河本商店	城崎町湯島235	32 - 2003
	船谷物産	城崎町湯島223	32 - 2640
	吉田本店	城崎町湯島105	32 - 2117
	まるみ物産店	城崎町湯島115	32 - 2590
	細口物産	城崎町湯島86	32 - 2105
	井藤物産店	城崎町湯島85	32 - 2644
	太田物産店	城崎町湯島83	32 - 2054
	出口物産店	城崎町湯島82	32 - 2316
	いとう物産	城崎町湯島85	32 - 2270
	全但物産店	城崎町湯島96	32 - 3219
らくや	城崎町湯島234	32 - 2102	
細口商店	城崎町湯島92	32 - 2606	
宿泊施設	西村屋ホテル招月庭	城崎町湯島1016 - 2	32 - 3535
	ときわ別館	城崎町湯島1013	32 - 2814
	つちや	城崎町湯島573	32 - 2045
	城崎温泉 喜楽	城崎町湯島495	32 - 2503
	ゆとうや旅館	城崎町湯島373	32 - 2121
	山本屋	城崎町湯島643	32 - 2114
	月本屋旅館	城崎町湯島710	32 - 3121
	丹波屋旅館	城崎町湯島219	32 - 2824
	心の宿 三國屋	城崎町湯島221	32 - 2414
	ぎやらりの宿 つばきの旅館	城崎町湯島781	32 - 2131
	あさぎり荘	城崎町湯島876	32 - 2921
	大西屋水翔苑	城崎町桃島1256	32 - 4571
学習塾	パソコン教室 わかるとできる日高校	日高町日置23 - 18 1階	42 - 3271
	国際交流センター地球村	戸牧500 - 1	24 - 7000
総合建設業	(株)川嶋建設 プロテックセンター	香住15 - 1	29 - 5121

サービス内容および事業対象者の確認方法などの詳細は、各協賛店にお問い合わせください。

国民年金からのお知らせ

高齢者世帯の所得の約7割が公的年金・恩給です

国民生活基礎調査によると、平成17年の高齢者世帯の所得の約7割が公的年金および恩給となっています。高齢者の生活を支えるのは国民年金をはじめとする公的年金です。国民年金を受給するためには、国民年金への加入と保険料の納付が必要になります。

国民年金の保険料の納め忘れがある方へ

高齢任意加入制度

国民年金は20歳から60歳までの40年間加入し、加入期間中すべての保険料を納付すると満額の年金を受給できます。

しかし、加入期間中に保険料の納め忘れや、免除を受けたことのある方は、満額の年金が受給できません。



そこで、60歳から65歳までの間、任意加入し、保険料を納めると、受給できる年金額を増やすことができます。任意加入は、申請をした日の属する月から加入できます。

異動等があったら手続きを

次のようなときは届出が必要ですよ。

- ・厚生年金等に加入していない方が20歳になったとき
- ・転職・就職したとき
- ・60歳になるまでに会社を退職したとき
- ・配偶者の被扶養者（第3号被保険者）でなくなったとき
- ・住所・氏名が変わったとき



（年金受給中の方も住所・氏名の変更がある場合は手続きをお願いします）

手続き 次の物を持って市民課市民係または各総合支所市民生活課までお越しください。

異動の日付が分かるもの

- （離職証明書・扶養資格喪失証明書など）
- 年金手帳
- 印鑑



氏名を変更した方へ

現在、持ち主不明の年金記録5,000万件のうち、500万件以上が結婚などにより氏名を変更した方のものだと見込まれています。

平成9年1月以降は基礎年金番号制度が導入されましたが、平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていない場合がありますので、今一度、自身の年金記録を下記ねんきんダイヤルで確認ください。記録漏れがある場合は、豊岡社会保険事務所へ申し出ください。



ねんきん特別便のお知らせ

お知らせ

ねんきん特別便とは、すべての被保険者および年金の受給者に送られる「年金記録の

お知らせ」です。このお知らせには、あなたの基礎年金番号と結び付く可能性のある年金記録を記載しています。被保険者および年金を受給している方は、ねんきん特別便の記載内容に、漏れや誤りがないか確認ください。漏れや誤りがある場合は、豊岡社会保険事務所へ連絡ください。

また、年金記録に誤りがない場合は、「ねんきん特別便」に同封された「確認はがき」を切り取って、「訂正がない」を で 囲んで返送ください。



「ねんきん特別便」についての質問、問合せは左記ねんきん特別便専用ダイヤルまで連絡ください。

☎0570058555

IP電話、PHSからは

☎0367001144

月～金曜日：午前9時～午後8時

第2土曜日：午前9時～午後5時

豊岡社会保険事務所からのお知らせ
年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

4月12日(土)は

午前9時30分～午後4時

4月7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)は

午前8時30分～午後7時

電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570051165

IP電話・PHSからは

☎0367001165

年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp/>

《問合せ》

豊岡社会保険事務所

☎22・3196

市民課市民係または各総合支所市民生活課

合支所市民生活課